

緊急に医師を派遣する必要性の判断基準

派遣先医療機関に対する医師派遣の要否を決定するに当たっては、次の点から緊急に医師を派遣する必要性について検討する。

1 緊急臨時的医師派遣事業の対象としての妥当性

次の要件のいずれかに該当すると認められること。

- (1) 派遣要請のあった診療科における医師数の状況
当該診療科に勤務する医師数が、過去6ヶ月以内に減少し、若しくは今後6ヶ月以内に減少することが確実な状況にある医療機関、又はそれらに準じた状況にあると認められる医療機関であること。
- (2) 代替医師の派遣要請
代替医師の派遣要請においては、次の状況にあると認められること。
 - ア 医師不足から過重な勤務環境にある医師の出張、有給休暇取得等
 - イ その他、地域医療提供体制の維持のために最低限必要と認められる派遣要請であること。

2 地域における医療を確保するための医師派遣の必要性

1に該当する医療機関のうち、厚生労働省が実施した「医師、歯科医師、薬剤師調査」の直近のデータにおいて、道内の人口10万人当たりの医師数が、全道平均を下回る2次医療圏に所在する医療機関であって、原則として、次のいずれかの点が認められるものとする。

- (1) 北海道医療対策協議会からの医師派遣に関する情報提供
北海道医療対策協議会からの情報提供があった医療機関
- (2) 医療機関の地域における位置づけ
次のいずれかの特性を有する医療機関
 - ア 自治体立病院又は診療所
 - イ 公的医療機関（アを除く）
 - ウ 地域における唯一の診療科を有する医療機関
 - エ 地域における唯一の入院病床を有する医療機関
- (3) 現在の医療提供体制の維持の困難性
過去6ヶ月以内に次のいずれかの状況が発生したか、又は今後6ヶ月以内に発生するおそれがある医療機関
 - ア 地域における唯一の診療科の休診
 - イ 救急医療の提供体制の維持が困難な状況
 - ウ 医師の不在が、現在の医療提供体制や医師の勤務環境に重大な影響を与えると認められる状況

3 開設者の努力のみで緊急に医師を確保することの困難性

1及び2に該当する医療機関のうち、原則として、次の点が認められるものを優先する。

- (1) 医師確保のための取り組み状況
過去6ヶ月以内に、北海道医療対策協議会、医育大学、地域医療振興財団若しくは他の法人等が開設する医療機関に対する医師派遣の要請、又は求人広告による医師の募集等、医師確保のための取り組みを実施している医療機関
- (2) その他の取り組み状況
現在の医療提供体制を維持するため、勤務ローテーションの見直しや地域の医療機関との調整等、医師確保以外の対応について、開設者としての努力が尽くされていると認められる医療機関

4 その他

上記の基準により難しい場合にあっては、運営委員会において厳正に審査を行い、特に必要と認める場合には派遣を行う。